

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp> 令和8年4月15日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 頼田・吉松  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7thイ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

## 令和6年分の相続税申告・調査の件数について

国税庁は、「令和6年分における相続税の申告実績の概要・令和6事務年度における相続税の調査等の状況」を公表しました。死亡者数の増加に伴い、申告件数、税額とも増加しています。課税財産の内訳をみますと、金融資産の割合が52.7%となっており前年と比べて増加しています。また、実地調査件数は対前事務年度比111.2%、申告漏れ等の非違件数は対前事務年度比108.7%、追徴税額は対前事務年度比112.2%といずれも増加しています。さらに、簡易な接触による調査においても、件数は対前事務年度比117.0%、申告漏れ等の非違件数は対前事務年度比114.1%、追徴税額は対前事務年度比113.0%といずれも増加しています。

### 1. 相続税の申告実績について

相続税の申告書の提出があった被相続人数は、166,730件(前年比107.1%)と前年より1万件以上増加し、死亡者数に対する課税対象となった被相続人の割合は、相続税の基礎控除額が引き下げられた平成27年分以降で最も高い10.4%(前年9.6%)となりました。

また、相続税の課税価格は23兆3,846億円(前年比108.1%)、相続税額は3兆2,446億円(前年比108.0%)と、いずれも大幅に増加しました【表1】。種別別金額の構成比では、現金・預貯金等34.9%(前年35.1%)、土地30.2%(前年31.5%)、有価証券17.8%(前年17.1%)となり、令和3年分以降、現金・預貯金等の構成比が最も高くなっています。

### 2. 調査について

令和6事務年度における実地調査件数は9,512件(前事務年度8,556件)、申告漏れ等の非違があった件数は7,826件(前事務年度7,200件)と、増加しました。実地調査が行われた場合、約80%の確率で申告漏れ等が確認されていることとなります。なお、申告漏れ課税価格の合計額は2,942億円(前年比107.2%)、追徴税額の合計額は824億円(前年比112.2%)となっており、1件当たりの申告漏れ課税価格は3,093万円(前年比96.4%)、追徴税額(加算税含む。)867万円(前年比100.9%)、重加算税の賦課件数は1,065件(前年比109.6%)、賦課割合は13.6%(前年費100.7%)となっています。実地調査を行う一方、国税庁では文書や電話、来署依頼による簡易な接触にも積極的に取り組んでおり、令和6事務年度における簡易な接触件数は21,969件(前年比117.0%)、これによる申告漏れ等の非違件数は5,796件(前年比114.1%)、追徴税額合計は138億円(前年比113.0%)となっており、公表を始めた平成28年度以降で最も高くなっています。

また、無申告事案における追徴税額についても142億円(前年比115.3%)と大幅に増加し、公表を始めた平成21事務年度以降で最も高くなりました。なお、無申告事案1件当たりの申告漏れ課税価格は11,517万円(前年比105.7%)、追徴税額は2,187万円(前年比122.4%)と、実地調査全体の1件当たりの金額と比較して、いずれも大きな金額となっています。この他、海外資産に関する事案について、国税庁では租税条約等に基づく情報交換制度などを活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握を進めており、海外資産に係る申告漏れ課税価格の合計額は97億円(前年比156.4%)と大幅に増加しました。

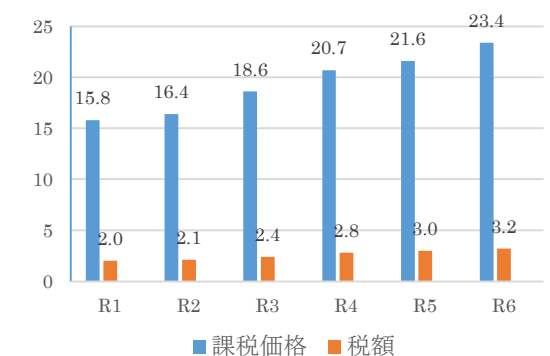
なお、申告漏れ財産について、その構成比【表2】をみますと、現金・預貯金等及び有価証券が42.7%(前年度41.0%)となっており、引き続き、金融資産に重点を置いた調査が行われていることが分かります。

### 3. まとめ

相続税無申告・調査・簡易な接触は大幅に増え、国税庁は公平な課税の実現に向け、国内外の情報を活用し、データに基づいた調査を一層強化していることがうかがえます。また、相続税の補完的役割がある贈与税についても、積極的に資料情報を収集して財産移転の状況を把握し、無申告事案を中心に実地調査が行われているようです。

これに対して、「計算事項記載書面」をきちんと提出している税理士が作成した申告書については、調査省略が増えています。相続税の「計算事項記載書面」に関するご不明点やご相談がある場合、是非担当者までご連絡下さい。

【表1】 相続税の課税価格及び税額の推移



【表2】 申告漏れ相続財産の金額の構成比

